

平成 2 9 年 第 9 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 9 年 5 月 9 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	白 井 正三郎
教育長職務代理者	松 原 秀 成
委員	石 井 正 治
委員	古 卷 勲
委員	上 野 操

事務局	教育推進課長	柴 田 靖 弘
	学務課長	川 勝 賢 治
	指導室長兼教育研究所長	市 川 茂
	学校施設担当課長	高 橋 和 彦
	統括指導主事	中 山 兼 一

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	岡 田 隆 史
	同 主査	栗 間 大 介

教 育 長	<p>開会時刻 午後 1 時</p> <p>ただいまから、平成 2 9 年第 9 回教育委員会定例会を開催します。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。石井委員と古巻委員にお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>続いて日程第 2、教育関係事務報告にまいります。</p> <p>はじめに、本日の議事日程記載の事務報告に入る前に、前回、第 8 回の教育委員会でご審議いただきました江戸川さんしょうがいフォーラム文化祭後援名義使用承認について報告がございます。</p> <p>これは、後援名義使用の承認は、前回委員会でご決定いただきましたが、企画内容の詳細につきまして、各委員さんからご質問がございまして、その点につきまして、さんしょうがいフォーラム事務局より確認いたしましたので、ここで報告をさせていただくものでございます。</p> <p>それでは、事務局より報告をお願いします。</p>
教育推進課長	<p>前回の江戸川さんしょうがいフォーラム文化祭の後援名義の際に、ご質問をいただきましたので、確認をさせていただきました。</p> <p>まず、募集要項の中にありました、販売という点でございます。これについて、タワーホールにどの程度まで説明をして了解を得ているのかどうかという点につきまして改めて確認をしました。これにつきましては、販売をすること自体、内容も含めて、これは打ち合わせ済ということでした。</p> <p>その中で、営利、非営利というものの線引きということで、タワーホール側より、1 点当たり 1 , 0 0 0 円未満のものであれば販売ということは特に支障ないという、そういう例示をいただいたということで、今回の募集要項も 1 , 0 0 0 円を超えないというような記載をさせてもらったということでした。</p> <p>なお、一部寄附をいただくというのは、公的な催しということで考えているので、単に販売をして、その売上がその団体に全て帰属するということはいかなるものかということの主催者自身が考えまして、その一部の 1 0 % については、寄附をいただくということにさせていただいたということだそうです。</p> <p>それから、その売り上げの一部寄附の、1 0 % の用途でございますが、これにつきましては、この団体、さんしょうがいフォーラムに繰り入れさせていただくということだそうです。その用途についても、直接、この文化祭に</p>

	<p>使うということではないのですが、その団体が、規約の中にもうたい込まれておりますような講演会ですとか研修会、そうした活動の中で使わせていただくということで確認をさせていただきました。</p> <p>以上につきまして、確認をさせていただきましたので、ご報告いたします。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございました。前回、ご質問いただいて。後援の承認はいただいた上で、ここのところをちょっと確認してくださいというお話でしたので、今のようにご報告させていただきました。よろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>それでは、本日の報告事項に入らせていただきます。</p> <p>教育委員会後援名義の使用承認についてでございます。学務課長さんから説明をお願いします。</p>
川勝学務課長	<p>学務課長でございます。後援名義の使用でございますけれども、例年継続した申請でございます。資料A 4判の縦判になりますが、江戸川区教育委員会後援名義使用承認票というのがついていいると思います。横の申請一覧の次のページについているものでございます。</p> <p>第6回小中学生の「くすりの正しい使い方」ポスター大募集ということで、教育委員会の後援名義を求めるものでございます。この行事につきましては、江戸川区の薬剤師会のほうで主催をさせていただいているものでございます。</p> <p>後援名義の使用期間でございますけれども、9月1日から10月22日、こちら10月22日は、コンクールの表彰式の当日でございますが、こちらまで後援名義の使用をということでございます。</p> <p>こちらの中身についてでございますけれども、2枚おめくりいただきまして、小学生、中学生、第6回「くすりの正しい使い方」ポスター大募集という、実施要領とスケジュールを兼ねた書類がございまして、その表紙の裏側でございますけれども、第6回「くすりの正しい使い方」ポスター募集要項というものが添付されてございます。こちらにつきましては、募集の対象は小中学生、児童生徒ということになっております。応募先は薬剤師会という形になっておりまして、例年どおり、9月から9月上旬にかけて募集を行っているものです。</p> <p>応募規定とか審査の基準等が書いてございますが、6番目で表彰式ということでございますが、平成29年の10月22日の日曜日ということで、例年この時期に、午後1時半から、約1時間程度の表彰式でございますが、夕</p>

	<p>ワーホールで開催予定ということになっております。</p> <p>表彰の種類としましては、小学校低学年の部、高学年の部、中学校の部という形で分かれておりまして、表彰の種類といたしましては江戸川区教育委員会賞ということで、毎年各、低学年、高学年、中学校ということで賞状、メダル、図書券というような形になっております。</p> <p>期間的なスケジュールについては、次のページに書いてございますけれども、この5月に学校へ募集の依頼をしまして、締め切りを9月に設定しまして、審査会を薬剤師会のほうで行いまして、それぞれの賞を決めますが、薬剤師会のほうから教育委員会賞を、ということでございますので、委員会を代表して教育長にこれでいかがでしょうかということは何点かの作品を候補としてお示しして、報告して決めていただくというような形になっております。</p> <p>当日につきましても表彰がございますので、例年、教育長にお越しいただいて表彰式の出席をお願いしているというような流れでございます。</p> <p>あわせて薬剤師会の役員名簿、あと学校保健委員会の薬剤師会の中の組織の名簿等と一緒に添付されております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>。今、この「くすりの正しい使い方」ポスターにつきまして、ご説明がございましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
上 野 委 員	<p>第6回「くすりの正しい使い方」ポスターの大募集ということの要項を見ているんだけど、正しい薬の使い方ということの一つ、ここ出ているんだけど、これだけでどういうポスター書いたらいいのかなということ、生徒たちにわからないよね。いろいろあるでしょう、薬といっても。我々も薬、全く素人だから、青少年になると例えば、違法薬物は使っちゃいかんとかなんだとかよく出ているよね。それに関係しているわけではなさそうだし、これ見ただけじゃあ、どういうふうに書いていいのかわからないけどそのあたりはどうですか。</p>
教 育 長	<p>これは、去年伺った話ですけど、そのこと自体を勉強するらしいんですよ。つまり、ここで書いているポスターは、薬は飲み過ぎちゃいけない。それから、時間をきちっと守らなきゃいけない。要は、用法・用量を守らなきゃいけない。そんなことを学んだ上で書くと。それも一つの勉強なんですよ。</p>

	と記憶していますがいかがですか、課長さん。
学 務 課 長	<p>今、教育長からお話があったとおりでございます。こういった形で優秀作品から毎年カレンダーになるんですね、薬剤師会のほうで配られています。</p> <p>また、事前に薬剤師会のほうとかも呼ばれますと、そういった学校に出前で行ったりして、そういった参加校には説明をしたりとかということもございます。そういう形でやらせていただいております。</p>
上 野 委 員	わかりました。一般の薬の飲み方なんかも入っているわけね。
松 原 委 員	<p>実は、これ第1回目のときにですね、たしか私が教育委員長だったときですよ。</p> <p>1回目で、どんなものかってすごく興味があったんだけど、すごく立派で、子どもたちの絵があって、すばらしかったですね。小学校、図画工作というんですかね、授業とかそういうところで結構指導をしているんだなと思いましたね。</p>
古 巻 委 員	先ほどのカレンダーですけど、これは販売しておるんですか。
学 務 課 長	これは販売はしておりません。それぞれ学校とかに配らせていただいたりということで、薬剤師会のほうで優秀な、当然賞をとられたお子さんとかは、その作品も入っていますのでお渡ししたりとか、あと普及啓発ということで我々の教育委員会でも、いただいて飾ったりとか、あと学校にも配らせていただいて、学校でも飾ったりというようなことで使っております。
古 巻 委 員	希望すれば区民の方にも差し上げるみたいな、そこまでは幅は広がって、ませんかでしょうか。
学 務 課 長	そこまではやっておられないそうです。
古 巻 委 員	ということは、目に触れる人は……。
上 野 委 員	子どもが中心なんではないかな。
古 巻 委 員	資料を拝見したのですが、掲示するのが表彰式の1日だけということにな

<p>学務課長</p>	<p>ると、正しい薬の使い方ということのPR効果といいますが、どの程度ののかなということですね。</p> <p>すみません。カレンダーの掲示場所ですが、薬剤師会の事業でございますので、薬の使い方ということで、薬剤師会の店頭とか薬剤師さんのお店の薬局とかといったところにも当然、啓発用でございますので、使わせていただいております。</p> <p>現物の絵画の展示は表彰式の日のみに行っていますけれども、それ以後に配付をさせていただいているのがカレンダーでございますので、1年間は必ず、いろいろな作品を、ページをめくれば、その月ごとのものが出てくるということで使われているということだと思います。</p>
<p>上野委員</p>	<p>さっき言ったように、だから学校には必ず一つあるわけでしょう。だから、主に学校の子どもたちですよ。生徒が見るというわけですよ。</p>
<p>教育長</p>	<p>予算書を見ると募集のポスターを600部つくる。カレンダーも700部ですから、かなり学校には多く行ってますね。</p>
<p>学務課長</p>	<p>そうですね。ただ、残念ながら全校が参加ということでは、今現状ございませんで、28年度の実績ですと応募者が652名ということで、小学校で594名、中学校が58名ということで、参加校数は小学校が25校、中学校が4校ということでございます。今回は6回目ということになりますが、初めの回が20校ということでしたので、10校ほど増えてきているということで、地道に進めております。</p> <p>教育長がおっしゃったとおり学校への部数も相当ありますので、それぞれまた参加意欲も高めていただくためにも、このように企画をしているところだと思われま。</p>
<p>古巻委員</p>	<p>あとは審査というのは、どういう方がされる、これもちょっとわからないんですが。例えばどなたが。</p>
<p>学務課長</p>	<p>区の教育研究会、図工の先生、それからプロの方、あとは当然、標語のような言葉、そういったものも入りますので、薬剤師会の役員の方とか、そういった方が中心になって審査をされております。</p>

教 育 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>これが10月22日の表彰式があるんです。もしよろしければ、やはり百聞は一見にしかずだと思いますので、教育委員さんが行っていただくのはいかがでしょう。教育委員会賞ですから教育委員からの授与であれば大丈夫だと思います。</p> <p>まだ先のことですので、また後日ご相談しましょう。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは報告事項を、これを了承させていただきます。</p>
教 育 長	<p>続いて、いじめ電話相談についての報告をお願いいたします。</p>
市 川 教育研究所長	<p>それでは、4月分のいじめ電話相談について、ご報告させていただきたいと思います。資料をごらんいただきたいと思います。</p> <p>件数、4月につきましては1件、1回でございます。年齢、学齢等は、小学校4年生の女子児童でございます。実際に相談されたのは、そのお母様でございます。</p> <p>主訴は言葉でございます。直接のものと間接のものがございます。間接というのは、これはメールでございます。概要は、お子さんが同級生とけんかをして、その後、悪口が書かれているメールがお子さんの携帯に送られてきたと。その同級生のお子さんは、公園などでほかの子どもにも悪口を言っているのを聞いたことがあると。さらに以前、お子さんが、その同級生からお金をもって来いというふうに言われたこともあったということだそうです。</p> <p>悩まれていたのは、今後、その同級生のお子さんの要求や暴言がエスカレートしていくのではないかとのご心配の相談の電話でございました。それに対して、相談員のほうは、まず学校に相談してみることがとても大事だろうということでお返ししたところ、必要に応じて、またいじめ電話相談のほうにかけてくださいというふうに返したんですが、その後、当該のお母様からはかかってはきていないような状況でございます。</p> <p>概要は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。ないでしょうか。</p>
石 井 委 員	<p>状況から考えますと、いじめている相手は男の子ということでしょうか。</p>

教育研究所長	これは女子児童同士の案件でございます。
石井委員	そうしますと、女の子が女の子に金出せということを言っているというわけですね。小学校4年生ですよ。いじめている子どもさんのご家庭の状況というのが、そんなのも気になるところではあります。
教育長	何かわかっていることとか、ありますでしょうか。
教育研究所長	この方、匿名のご相談なので、私どもも、例えば、どの学校のお子さんであるかというところは、実際つかめていないような状況です。ただ、具体的にはちょっと申し上げにくいんですが、家庭には事情があるお子さんということだけは推測できました。
上野委員	どっちがですか。
教育研究所長	加害者側ですね。お金をというふうに言ったお子さんのほうが、家庭にご事情を抱えているというところは把握しています。
上野委員	そういう電話があったときには、相談員の返事としては、電話かけてきた匿名のお母さんに、学校のほうへ連絡したらいいんじゃないかというだけで、相談員のほう又は、教育委員会のほうとしては、こういう電話があった、ということで学校のほうへ連絡していないんですか。
教育研究所長	、具体的に所属の学校であるとか、そういった事情をお話いただいた場合は情報提供ができるんです。ただ、匿名で、所属校もおっしゃらないという場合は、基本的にはなかなか動きにくい。
上野委員	相談している人が言わないわけですね。
教育研究所長	はい。これは教育研究所の電話相談だけではなくて指導室でもそうなんですけれども、相談の電話があったときに教えてくださいませんか、と電話に出た者が大体聞くんですね。ただ、そのときには何々小学校ですとか、何々中学校ですとおっしゃれば、実際にその情報を当該校にお伝えして、仮にそのお子さんの名前が匿名であっても、おたくの学校でこういう案件があって、

	<p>こういう情報が入っていると、学校に情報を流すことはできるんですが、今回に関しては、そのあたりも特段おっしゃっていただけなかったということ。</p>
上野委員	<p>質問しても言わないということですね。</p>
教育研究所長	<p>はい。それから研究所の場合は、学校とか子ども同士の関係の場合は、教育委員会の指導室のほうに情報提供をしますかということもあわせて聞くんです。この場合も、指導室への連絡は希望しないというお返事だったので。ですから、ひとまず学校に相談されてみてはどうですかというレベルで、ちょっと対応がそれ以上できないところでした。</p>
上野委員	<p>質問してくる場合にはね、いろいろあると思うんです。実際はそういうことはないのに架空というか、うその電話をしてみたりするということも考慮しなくちゃならないって、それよくわかるんですけども、一応善意で来ているという、そういう推定で扱わないと、余り情報を提供してくれた人を最初から構えちゃうとね、もし本当であって、そのまま結局私が言ったのに、その後、しかるべきことをしてくれないから、こういう事件になっちゃったとかというようなことが、いろいろ出てくると、隠蔽体質だとかというふうに言われるかもしれない。</p> <p>今のお話の場合はやむを得ないと思うんですね。何だかわかりませんからね。うちの娘が4年生だけども、同じ4年生の教室の女の子から、これこれ受けている、だけではね。どこの学校ですか、それも言わない。言ったとしてもクラスは言わない場合もあったりですね、いろいろ。あなたの名前は言わないけれども、一応、加害者の名前はわかりますかというようなことですね。そういうことを言ってくれたらね、なるべく学校のほうには通知して、うそか本当かはわからないけどとまで言う必要ないけど、一応こういうのが来たから、それなりに注意しておいてくれという、そのくらいは最低しておかないと、どうかと思うんです。</p> <p>ちなみに今までの経験から、明らかに加害者だとする人を陥れるためのうその電話みたいなものはあるんですか。</p>
教育研究所長	<p>把握しているケースとしてはないと思いますね。</p>
上野委員	<p>ないでしょう。だから、善意だということを推定して、それでやってみる。</p>

	<p>ただ、濫用はさせないという気持ちは必要でしょうけどね。そうすると、今のお話だと母親の名前名乗らない、娘さんも言わない、所属の学校も言わない、相手のいじめている子も言わない。要するに、小学校4年生の女子だということだけで、区内の学校だということは、それは特定できるんでしょうね、それはね。</p>
教育研究所長	<p>それも100%という保証はもちろんないところですけどね。</p>
上野委員	<p>だとしたら、そのお母さんは何のために電話しているんでしょうかね。そういうことになりますよね。何のために電話している。学校に言ったらいいではないですかと言ったって、それ気がつかない人いないんでね。学校に言うんでは言いづらいから、こちらを通して言ってほしいというのがかかってくる場合もあるからね。何も言わないで、それだけを電話してきたというのは、どういう意味で電話してくるのかなと思って、聞いていて不思議なので。</p>
教育長	<p>何か自分の知らないサポートのお話を言ってくれるんじゃないかと期待をされているとかでしょうか。または学校へ電話するにしても、いろいろ相談した上で、最終的にはやっぱり学校に連絡するという気持ちの整理の手助けになるとか、一つの道筋にはなるかもしれませんがね。自分だけで考えているより。誰かにお話ししたいけど、という部分もあるんじゃないかなとは思いますが。</p>
松原委員	<p>研究所の相談員の方が、学校のほうに連絡をしたほうがいいですよと言う。これがもう一番のいい方法だと思うんですよね。親御さんが電話したかどうか分かりませんが、親御さんが心配という子は、学校に言えば、先生がまた直接的にかかわってくれて、という流れ、そういうのもあるんですよね。やっぱり今、各学校でいじめ防止の対策マニュアルつくっていますから、できればオープンになっていってもらいたいなと思うんですよね。</p> <p>子どももその様子をやっぱりみんなで見守って注意深く見ていくということが必要だと思うし。ですから、研究所の相談員の方は、そういうご指導もぜひ、これからも続けてもらいたいということが1点です。</p> <p>確認したいのは、メールであってLINEではないですよ。メールですね。</p>
教育研究所長	<p>お母さんの話を聞き取っている限りではメールというふうにおっしゃって</p>

松原委員	<p>おりました。</p> <p>もし、LINEだとすると、小4でもうLINEまで入っていると、結構重い話だなと思うんですよね。それが1対1ではなくて広がりますからね。そういった恐れもあるし、ちょっと注意する必要があるなと思っています。横浜市であった福島から転校してきた子、100万とかでしたよね、お金取られたというね。こういう事例も小学校であるし、それからあと、仙台でこういうのがまた出ましたよね。自殺した問題について、学校は知っていたのかという、ありますよね。</p> <p>後からだからね、そういうことがわかるわけですね。ですから、いじめに関しては本当に注視する必要があるが、現場の先生方も含めてなんですけど、あるなというふうに思いますので、よろしく願いしたいなと思います。</p>
教育長	<p>ご質問、ご意見、ほかによろしいですか。</p> <p>それでは、この報告事項、了承ということにさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、平成29年第9回教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午後1時29分</p>